



お客様各位

2010年 7月  
CMA CGM JAPAN 株式会社

### EU(欧州連合)24時間ルールに関するご案内

平素は弊社サービスをご利用いただきありがとうございます。

2010年12月31日より発効予定のEU向け貨物に適用のEU 24時間ルール、Entry Summary Declaration (ENS)に関して下記の通りご案内申し上げます。

#### 記

対象貨物:

- EUに入港する船舶に積まれる全てのコンテナ貨物。  
EU向け、EU港積み替え、EU以外の仕向け地の貨物が対象となります。

必要な手続き:

- EU内で最初に寄港する港(第一寄港地)の税関に、各積み港から貨物積み込みの24時間前にENSを送信します。
- 第一寄港地の税関が積み込みを許可したENSに対してMRN (Movement Reference Number) を与えます。MRNのない貨物は船積みできません。
- 第一寄港地の税関はEU第一寄港地での検品、仕向け地での検品を指示できます。

ENSに必要な情報:

- Shipper's full style name and address
- Consignee's full style name and address
- Notify party's full style name and address (Consignee が to order の場合)
- Container Number
- Seal Number
- Number of packages
- Cargo gross weight
- UN dangerous goods code for hazardous goods (危険品の場合)
- Cargo description and / or HS Code (6桁のHS Code)

お客様・フレイトフォワード様によるENS送信:



- EU 税関は 3rd party による ENS 送信を認めていますが、原則、弊社が ENS 送信いたします。
- 直接 ENS 送信をご希望の場合は社内手続きのため事前にお知らせください。

Shipping Instruction 情報提出期限：

- 船積み情報を規則の時間内に送信するため、Shipping Instruction (ACL / Dock Receipt ) の締切時間を早めさせていただくことになります。具体的な提出締切時間については改めてご連絡いたします。

今後、適用開始船の詳細を含む新しい情報が確認でき次第都度ご案内させていただきます。ご協力よろしくお願い申し上げます。

以上